

健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定 申請書 記入の手引き

低所得者（住民税非課税等）に該当される方で入院や通院による1か月の医療費が自己負担限度額を超えそうな場合、窓口でのお支払いを一定の金額までとする認定証を交付します。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

添付書類(※1)をご用意ください。

マイナンバーを利用した情報照会により、非課税情報を確認することも可能です。照会を希望しない場合は非課税証明書をご提出ください。

	収入証明書類		所得区分 (参考)
	マイナンバーを利用した 情報照会を希望する場合	マイナンバーを利用した 情報照会を希望しない場合	
市区町村民税非課税の方	不要(※2)	●被保険者の(非)課税証明書	低所得者(70歳未満) 低所得者Ⅱ(70歳以上)
被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない方	不要(※2)	●被保険者および被扶養者の(非)課税証明書	低所得者Ⅰ(70歳以上)

以下は、当てはまる方のみご提出ください。

☞所得区分については4ページの「低所得者について」をご確認ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定」の適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方	○「限度額適用・標準負担額減額認定該当」と記載された「保護却下通知書」もしくは「保護廃止決定通知書」
長期入院(申請月以前の1年間で90日を超えて入院)(※3)される方	○入院期間が記載されている領収書等、入院期間を証明する書類

※1)協会けんぽの処分決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2)マイナンバーを利用した情報照会を希望する場合でも、協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

※3)保険者に低所得者として認められた期間に係る入院に限ります。

マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。なお、本申請により、協会けんぽから限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることにより、有効期限内に限り限度額適用・標準負担額減額認定証の医療機関等窓口への提示は不要となり、保険診療の窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等の窓口へ提示いただく必要があります。

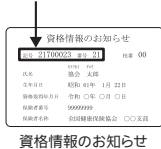
次ページに記入例があります。➡

記入例

限度額適用・標準負担額減額認定 申請書

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。記入見本 0123456789アイウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスで0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を読み取りができないように塗り潰し、欄外に正しい内容をご記入ください。

- 1** 資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号をご記入ください。
※枝番は記入不要です。



- 2** 被保険者のマイナンバーは、**①の記号と番号が不明の場合のみ**ご記入ください。
被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です。
⑦⑧の両方を本人確認書類貼付台紙(※)に、貼付のうえ、申請書に添付してください。

- ⑦ 身元確認を行うための書類 (いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

- ⑧ 番号確認を行うための書類 (いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者のマイナンバーが記載された住民票か住民票記載事項証明書

(※) 協会けんぽのホームページでダウンロードすることができます。

なお、代理人(被保険者より委任状等を受け取っている方や法定代理人)が申請される場合は、代理権の確認、代理人の身元確認が必要になります。詳しくは、協会けんぽのホームページをご確認ください。

上記、添付書類は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に定められています。

- 3** 療養する方の氏名(カタカナ)、生年月日をご記入ください。

- 4** 療養する方が、長期入院された場合は申請書の2ページ目を必ずご記入ください。

- 5** 自宅での受け取りができない場合などにご記入ください。不備等により書類をお返しする場合もこの送付先に送付します。

健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定 申請書

市区町村民税非課税などの低所得者用

低所得(住民税非課税等)に該当される方が、入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にございます。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

1 2 ページ

被保険者情報

記号・番号 21700023 21 1 61 01 22

個人番号(マイナンバー) 10500000

氏名(カタカナ) キョウカイ タロウ

氏名 協会 太郎

郵便番号(ハイフン除く) 10500000

電話番号(左端ハイフン除く) 090XXXXXX

住所 東京 港区 1-1△△マンション101

認定対象者情報

氏名(カタカナ) キョウカイ タロウ

生年月日 1 61 01 22

認定対象者は、長期入院されましたか。 はい 1 いいえ 2

送付希望先欄

住所 10200000 東京 千代田区△△ 1-1

宛名 株式会社〇〇〇〇 総務課 〇〇△△

電話番号(左端ハイフン除く) 090XXXXXX

申請代行依頼欄

被保険者以外の人が申請する場合にご記入ください。

氏名 被保険者との関係

電話番号(左端ハイフン除く) 申請代行の理由

情報照会欄

被保険者 10500000

マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合は、☒ を入れてください。

備考

社会保険労務士の提出代行名記入欄

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。

MN確認(被保険者) 1. 記入有(添付あり) 2. 記入有(添付なし) 3. 記入無(添付あり)

同時申請 1. 資格取得 2. 家族療養費減額 3. 被保険者変更訂正

添付書類 1. 添付 2. 不備

非課税証明 1. 証明 2. 証明

入院証明 1. 添付 2. 不備

その他 1. その他 2. 処理済

枚数

全国健康保険協会 協会けんぽ

1/2

- 6** マイナンバーを利用した情報照会希望する場合は郵便番号をご記入ください。申請する月によってご記入いただく郵便番号が異なります。
- (例)
- 令和6年8月～令和7年7月診療分：
令和6年1月1日時点の
住民票住所の郵便番号
令和7年8月～令和8年7月診療分：
令和7年1月1日時点の
住民票住所の郵便番号

- 7** マイナンバーを利用した情報照会希望しない場合は、☒ を入れ、以下の証明書類を添付してください。
- (例)
- 令和6年8月診療分～
令和7年7月診療分：
令和6年度(令和5年中収入)の
(非)課税証明書
令和7年8月診療分～
令和8年7月診療分：
令和7年度(令和6年中収入)の
(非)課税証明書

このページは申請書の1
ページ目の認定対象者欄
「認定対象者は、長期入院
されましたか」の質問に対
し、「1.はい」と回答され
た方のみご記入ください。

健康保険 限度額適用・
標準負担額減額認定 申請書

1 2 ページ
市区町村民税非課税などの低所得者用

1ページ目の認定対象者欄「認定対象者は、長期入院されましたか。」の質問に対し、「1.はい」と回答された方のみご記入ください。

被保険者氏名 協会 太郎

申請月以前1年間の入院日数合計		92 日		※申請を行った月以前1年間の入院期間をご記入いただき、証明書類を添付してください。 ただし、保険者に低所得者として認められた期間に係る入院に限ります。		
申請を行った月以前1年間の 入院期間(日数)		04 08 01 から 04 10 31		92 日		
①	入院した 医療機関等	名称	〇〇総合病院			
		所在地	新宿区 △△ 1-1			
申請を行った月以前1年間の 入院期間(日数)						
②	入院した 医療機関等	名称				
		所在地				
申請を行った月以前1年間の 入院期間(日数)						
③	入院した 医療機関等	名称				
		所在地				
申請を行った月以前1年間の 入院期間(日数)						
④	入院した 医療機関等	名称				
		所在地				
申請を行った月以前1年間の 入院期間(日数)						
⑤	入院した 医療機関等	名称				
		所在地				

2 3 0 2 2 0 3

全国健康保険協会
協会けんぽ

2 / 2

次ページに限度額適用・標準負担額減額認定について案内があります。➡

限度額適用・標準負担額減額認定の概要

1 低所得者について

下記のいずれかに該当する場合は低所得者となり、自己負担限度額が軽減されます。

①低所得者（70歳未満）（※1）	・市区町村民税の非課税者である被保険者とその被扶養者 ・低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者
②低所得者Ⅱ（70歳以上）（※2）	・市区町村民税の非課税者である被保険者とその被扶養者 ・低所得者Ⅱの適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者
③低所得者Ⅰ（70歳以上）（※2）	・被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない場合の被保険者とその被扶養者 ・低所得者Ⅰの適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者

（※1）標準報酬月額53万円以上の方は、低所得者の適用にはなりません。

（※2）標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方は低所得者の適用となりません。

2 低所得者の高額療養費の自己負担限度額および入院時食事（生活）療養費の標準負担額

令和7年4月1日～（※1）

70歳未満の場合	高額療養費の自己負担限度額（※2）		入院時食事（生活）療養費の標準負担額			
	多数回該当（※3）		入院時食事療養費（1食）		入院時生活療養費	
				長期入院（※4）	食費（1食）	居住費（1日）
①低所得者	35,400円	24,600円	240円	190円	240円	370円

70歳以上の場合	高額療養費の自己負担限度額（※5）		入院時食事（生活）療養費の標準負担額			
	外来	外来+入院	入院時食事療養費（1食）		入院時生活療養費	
				長期入院（※4）	食費（1食）	居住費（1日）
②低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	240円	190円	240円	370円
③低所得者Ⅰ		15,000円	110円		140円	

（※1）令和7年3月31日以前の金額は、協会けんぽホームページよりご確認ください。

（※2）医療機関等の窓口で支払った自己負担額について、①受診月ごと、②受診者ごと、③医療機関ごとに区分し、それらを更に、④医科と⑤歯科の別ごと、⑥入院と⑦外来の別ごと（調剤薬局での自己負担額は処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます。）という区分で見た結果、1つの区分で21,000円以上に該当するものが複数あり、それらを合算して自己負担限度額を超える場合は、高額療養費支給申請書の提出が必要となります。

（※3）診療月以前の1年間に、協会けんぽの被保険者として3回以上の高額療養費の支給を受けた（受けられる）場合は多数回該当となり、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

（※4）申請を行った月以前の1年間で90日を超えて入院（保険者に低所得者として認められた期間に係る入院に限る）をされていた場合は、入院時食事療養費の標準負担額が軽減されます。

（※5）受診月ごと、受診者ごとの自己負担額を合算して自己負担限度額を超える場合は、高額療養費支給申請書の提出が必要となります。

3 入院時食事（生活）療養費にかかる標準負担額の減額について

○入院時食事療養費

入院した場合の食事については、食事にかかる一部負担（食事療養標準負担額といいます。）をすることで、食事の提供を受けることができます。低所得者の方については、認定証を医療機関の窓口に表示することで、食事療養標準負担額が軽減されます。

○入院時生活療養費

65歳以上の方で、療養病床に入院する場合は、生活療養にかかる費用のうち一部負担（生活療養標準負担額といいます。）をすることで、食事や適切な療養環境の提供を受けることができます。低所得者の方については、認定証を医療機関の窓口に表示することで、生活療養標準負担額が軽減されます。

注意事項

○有効期間

- ・申請月の初日（健康保険加入月に申請された場合は資格取得日）から初めて到来する7月末日が有効期間となります。

○認定対象者について

- ・本申請書の認定対象者は上記「1 低所得者について」に該当する方が対象となります。